

水が出ない!
水が濁る!
味や臭いに変!

こんなトラブルを防ぐために、水道設備の維持管理が必要です!

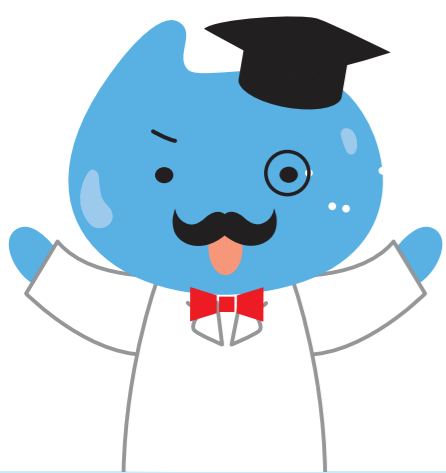
～水道設備の維持管理はお客様の責任です。～

日々の生活に欠かせない水道水ですが、設備の故障などで急に出なくなったら困りますよね。

水道設備には、給水管や蛇口、給湯器など、さまざまなものがありますが、いずれも耐用年数があり、いつかは壊れてしまいます。また、中には定期的な清掃や点検が必要なものもあり、これを怠ると水道水の水質が悪化する場合があります。

トラブルを防ぐためには、水道設備の維持管理が欠かせませんが、「維持管理って何をすればいいの?」と思われるお客さまも多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、水道設備のしくみとともに、お客さまにお願いしたい維持管理についてご紹介します。



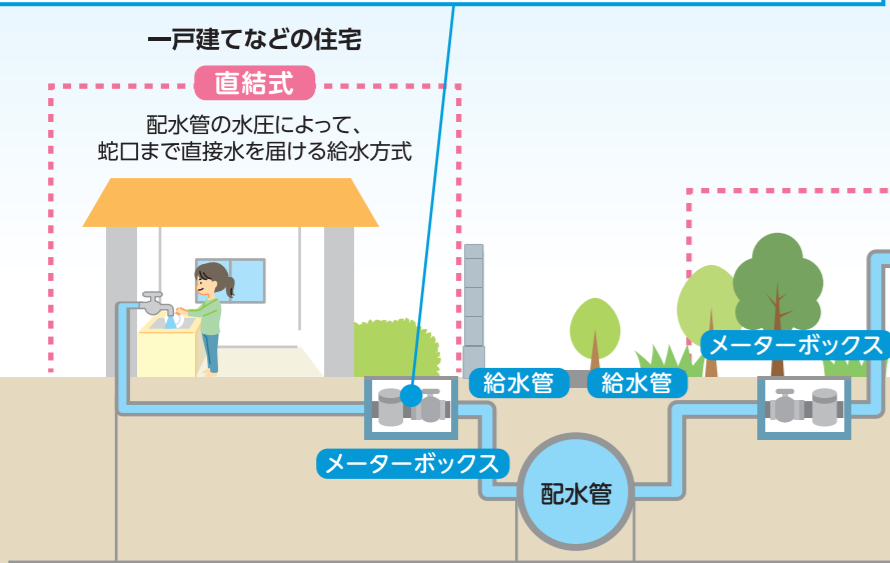
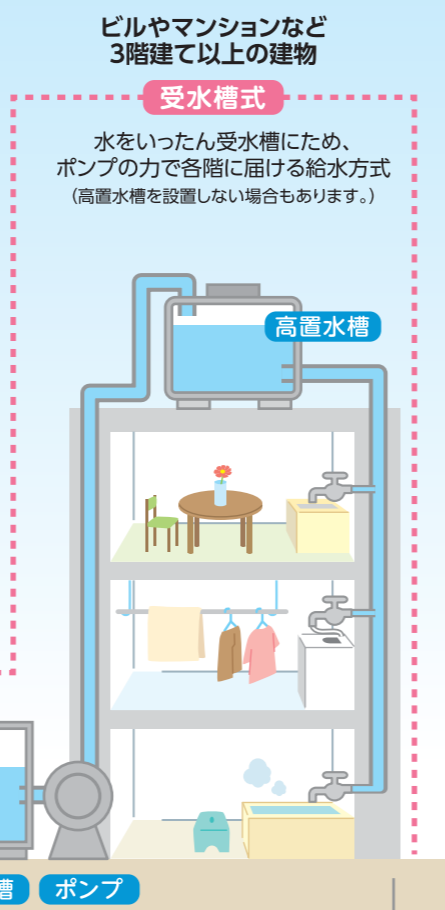
水道設備のしくみ

水道メーターで水漏れチェック!(直結式の場合)

水道メーターは、玄関前などに設置されている、メーターボックスの中にあります。一度、ご確認ください。

こんなときは水漏れの恐れあり!

- ① 宅地内の蛇口を全て閉めます。
- ② メーターの中央左にある銀色の円盤(パイロット)を確認します。
- ③ パイロットが回っていたら、水漏れの可能性があります。



しくみ	給水装置 (配水管の取り出し口から蛇口まで)	配水管	給水装置 (配水管の取り出し口から受水槽に入るまで)	流末装置 (受水槽から蛇口まで)
所有維持管理	お客さま(建物の所有者など)	水道企業団	お客さま(ビル・マンションの所有者など)	
水質管理	水道企業団			お客さま(ビル・マンションの所有者など)

1 ポンプや水槽は点検・清掃・検査が必要です!

受水槽式(左下の絵をご覧ください。)のポンプや水槽(受水槽と高置水槽)は、各戸に水道水を送るための大切な設備です。しかし、適切な維持管理を怠ると、ポンプが故障して断水したり、水槽内が汚れて水質が悪化したりする恐れがあります。

ポンプや水槽は定期的に点検・清掃・検査を行い、断水や水質悪化などのトラブルを防ぎましょう。

- 有効容量が10m³を超える受水槽の設置者には、
- 水槽の清掃を毎年1回以上、定期的に行うこと。
 - 水槽の点検を定期的に行うこと。
 - 蛇口から出る水の水質を確認すること。
 - 検査機関による検査を毎年1回以上、定期的に行うこと。



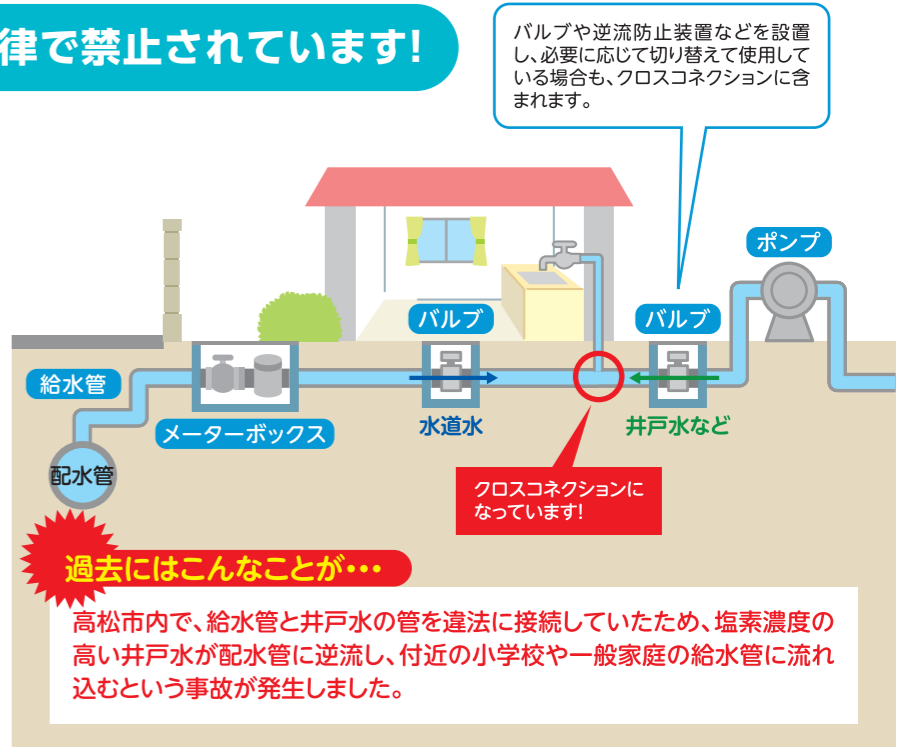
などが、法律で義務付けられています。
※有効容量が10m³以下の受水槽についても、これに準じた維持管理が必要です。

2 クロスコネクションは法律で禁止されています!

クロスコネクションとは、右の絵のように水道の「給水管」と井戸などの「水道以外の管」が接続されていることで、井戸などの水が配水管に逆流して水道水を汚染する原因になるため、**法律で固く禁止**されています。

クロスコネクションが確認された場合は、「給水管」と「水道以外の管」の切り離しが完了するまでの間、水道法および水道企業団水道事業給水条例に基づき、水道水の給水を停止する場合があります。

お問い合わせ先
給水課 給水指導係 TEL.839-2718



クロスコネクションになっている場合は...

速やかに水道企業団へお知らせいただくとともに、指定給水装置工事業者に依頼して、「給水管」と「水道以外の管」を切り離してください。なお、切り離しに要する費用はお客様の負担となります。

3 浄水器や浄水蛇口も維持管理が必要です!

水道水はそのまま飲んでも安全・安心な水ですが、塩素臭が気になるなどの理由で、浄水器や浄水蛇口を設置されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

しかし、浄水器などの性能を正しく発揮させるためには、定期的な維持管理が欠かせません。

維持管理を怠ると、飲用に適さない水が出る恐れがありますので、メーカーの取扱説明書の内容を守って、正しくご使用ください。

!! ご注意ください

- フィルターやカートリッジの使用期限は必ず守りましょう。
- 水が出る部分やストレーナは定期的に清掃しましょう。
- 毎日の使い始めは、一定時間水を流してから使用しましょう。

